

落札者決定基準

1 落札者決定の方法

(1) 概要

落札者決定基準は、本市が実施する消防情報システム更新整備・運用保守業務（以下「本業務」という。）の落札者を決定するにあたり、入札公告及び入札実施要領のほか、最も優れた事業者を選定するための手順、基準等を示すものである。

(2) 入札の方式

本業務を実施する事業者は、消防情報システムを効率的、効果的かつ安定的なシステムとして構築するための専門的な知識や技術、ノウハウが求められる。

よって、本業務の落札者の選定に当たり、価格の評価及び技術提案内容の評価を行う総合評価一般競争入札により実施するものとする。

2 総合評価の方法

(1) 評価対象

ア 価格評価の対象 入札書

イ 技術評価の対象 技術提案等に関する資料

(2) 配点

配点は、下表のとおりとする。

評価項目	配点	評価者
価格評価点	500点	-
技術評価点	500点	
基礎点	200点	事務局
加算点	300点	選定委員
総合評価点	1,000点	-

3 価格評価の方法

価格評価点は、次の計算方法により点数化する。なお、この計算の結果生じた端数については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × 価格評価点の配点

4 技術評価の方法

(1) 評価対象

技術評価点は、入札実施要領及び技術提案等に関する資料作成要領に基づき提出された資料を

基に評価するものとする。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価、性能及び技術の評価については、本業務に対する理解度、提案の具体性・合理性等の観点から評価するものとする。

ただし、別紙「提案評価一覧」において提案を求めた項目以外に提案内容が記載されている場合又は必要な記述がされていない場合は、評価しない。

(3) 評価項目の設定

提案書の評価項目及び配分点（最大値）については、本業務の目的や内容に応じて必要性・重要性を考慮し、下表のとおり設定する。

評価項目 (大項目)	配 点	配点内訳	
		基礎点	加算点×加重係数
業務の概要	124 点	40 点	84 点
基本的要件	31 点	25 点	6 点
機能・装置要件	95 点	15 点	80 点
非機能要件	116 点	65 点	51 点
その他システム要件	20 点	5 点	15 点
業務実施要件	40 点	25 点	15 点
運用保守業務要件	24 点	15 点	9 点
業務実施体制・方法	8 点	5 点	3 点
受注実績	14 点	5 点	9 点
提案項目	28 点	-	28 点
合 計	500 点	200 点	300 点

(4) 評価基準の設定

別紙「提案評価一覧」のとおり、評価項目ごとに評価の基準を設定するものとする。

ア 評価方法

(ア) 基礎点

評価項目ごとに、要求水準（最低限要求する水準）に達していると評価したときは、基礎点を与え、要求水準に達していないと評価したときは、基礎点を与えない。

(イ) 加算点

評価項目ごとに、消防情報システム更新整備・運用保守業務に係る総合評価選定委員会において審議し決定する。

(ウ) 加重係数

評価項目ごとに、重要度に応じて下表のとおり加算点に対する加重係数を設定する。

項目の重要度		加重係数
消防情報システムの実現に向けて特に提案を求める項目	根幹に関わる事項に関する項目	5
	上記以外の項目	4
消防情報システムの実現に向けて仕様書に記載する要件の遵守を求める項目		3
上記以外の項目		1

(エ) 技術評価点の計算

技術評価点は、下表に示す算式により点数化する。

項目評価点	項目ごとに、基礎点 + (加算点 × 加重係数)
技術評価点	項目評価点の合計

5 欠格事項

次に該当する応募者については、価格評価点及び技術評価点の合計点数に関わらず、本件入札における事前確認資格の確認を取消し、当該資格がない者とする。

- (1) 入札価格が予定価格を超える場合
- (2) 別紙「提案評価一覧」の評価項目のうち、必須項目の基礎点が零点（提案内容が要求水準に達していない）と評価した項目を認めた場合
- (3) 法令、規則又は本市の定める要綱、要領等に基づき、入札又は入札参加資格が無効になった場合

6 落札者の決定

価格評価点及び技術評価点の合計点数（総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。